

学校法人真宗大谷学園 行動計画

仕事と子育てを両立し、教職員全員が働きやすい環境をつくることによって、その能力を十分に発揮でき業務の効率化に貢献できるよう、次世代育成支援対策推進法第12条第1項の規程に基づき、一般事業主行動計画を策定する。尚、働き方の見直しに関する多様な労働条件の整備を皮切りに、各教職員が日々の業務に取り組みやすくするための職場環境の改善を図る。

1 計画期間

2010年4月1日～2015年3月31日まで

2 計画内容と対策

(1) 業務の見直しによる所定外労働時間の削減の取り組みを実施する。

《対策》

- ・所属等において定時退勤日を設定し教職員に周知徹底する。
- ・学園内における委員会、会議、打合せの所定勤務時間内開催の周知を図る。

(2) 年次有給休暇の取得促進のための取り組みを実施する。

《対策》

- ・年次有給休暇の計画的使用と取得促進のための通知を発出し、周知を図る。

(3) 教職員の仕事と家事・育児の両立支援のための取り組みを実施する。

《対策》

- ・男性教職員の育児休業取得促進のための通知を発出し、周知を図る。
- ・該当者が気兼ねなく育児休業制度を利用できるようなサポート体制の整備を検討する。
- ・上記(1),(2)により、家族と共に過ごす時間を確保する。

(4) 次世代育成に対する学園外への活動を実施し、地域貢献を図る。

《対策》

- ・子どもの健全育成のための活動などにおいて学園の施設を貸し出す。
- ・就園中の保護者への育児相談を随時実施する。
- ・若年者に対するインターンシップ等の就業体験機会の提供を行う。